

知っておきたい! 防災ガイド

市外局番096を省略しています。

問 危機管理防災総室 ☎328-2490

いざというときに慌てずに対応ができるよう、日ごろからしっかりと備えましょう。災害の際に家族がどのような行動をとり、どこへ避難するか話し合っておきましょう。

防災ガイド1 準備しておきたい非常持出品は?

大災害が発生した場合、水道施設などが使用できなくなったり、道路の損壊などにより防災機関による救援活動がすぐに使用できない可能性もあります。災害発生後の数日間は自足できるよう準備しておきましょう。

最初に持ち出す 非常持出品

家族構成を考えて必要な分だけ用意し、避難時にすぐに取り出せる場所にひとまとめに保管しましょう。

懐中電灯

できれば1人ひとつ
※予備の電池と電球も忘れずに



救急医療品

マスク、消毒液、体温計、傷薬、ばんそうこう、解熱剤、かぜ薬、胃腸薬、目薬など
※常備薬は忘れずに



携帯ラジオ

軽くてAM・FM両方聞けるもの
※予備の電池は多めに



貴重品

現金、預貯金通帳、印鑑
健康保険証・住民票コピーなど



スマートフォン

予備の充電器(モバイルバッテリー)

復旧までを支える 非常備蓄品

できれば7日分以上を準備しておきましょう。

食品

缶詰、レトルト食品、ドライフーズ、栄養補助食品、調味料など



水

飲料水…大人1人1日あたり3リットル
※できれば7日分以上



燃料その他

卓上コンロ、固形燃料、予備のガスボンベ、毛布、寝袋、洗面用具、ラップ、使い捨てカイロ、工具、マスク、トイレ紙、新聞紙、簡易トイレ、めがね(予備)、バイク・自転車、ドライシャンプー

防災ガイド2 避難するときの注意点

災害が発生し、その場にとどまることが危険な状態になった場合は、落ち着いてすばやく避難する必要があります。安全が確保できる場所であれば親戚・知人宅に避難することも考えられます。その際には、乳幼児や高齢者、障がいのある方などの要配慮者の保護を念頭に置き、近所の一人暮らし高齢者世帯などにも声をかけるなど近隣で協力することが大切です。

避難に関する基本的な考え方

避難は自ら判断を

災害が迫ったとき、置かれた状況は一人ひとり違います。それぞれが自ら判断し、適切な行動をとらなければなりません。

命を守る最低限の行動を

安全の確保を第一に考えます。危険が切迫している場合は、指定された避難場所への移動(①水平避難)だけでなく、命を守る最低限の行動が必要な場合もあります。

例えば…

- 土砂災害の危険がある地域に住んでいる
- 堤防の決壊で家屋消失、浸水の危険がある地域に住んでいる
- 乳幼児や高齢者などと一緒に住んでいる

①水平避難

とにかく
早めの避難を!



- 夜間や急激な降雨で避難路上の危険箇所がわかりにくい
- ひざ上まで浸水している(50cm以上)
- 浸水は20cm程度だが、水の流れる速度が速い
- 浸水は10cm程度だが、用水路などの位置が不明で転落のおそれがある

②垂直避難

屋外への移動は危険です。
浸水による建物倒壊の危険が無い場合には、自宅や近隣建物の2階以上へ緊急的に一時避難し、救助を待つことも検討してください。



防災ガイド3

5段階の警戒レベルで避難情報をお伝えします

水害・土砂災害について、市町村が出す避難情報と、国や都道府県が出す防災気象情報を、5段階でお知らせします。

〈避難情報等〉

～命の危険 直ちに安全確保!～

5	災害発生 又は切迫		ぎんぎゆうあんぜんかくほ 緊急安全確保
---	--------------	--	-------------------------------

～《警戒レベル4までに必ず避難!》～

～危険な場所から全員避難!～

4	災害の おそれ高い		ひなんしじ 避難指示
---	--------------	--	----------------------

～危険な場所から高齢者等は避難!～

3	災害の おそれあり		こうれいしゃとうひなん 高齢者等避難
---	--------------	--	------------------------------

2	気象状況 悪化		大雨・洪水・高潮注意報(気象庁)
---	------------	--	------------------

1	今後気象状況 悪化のおそれ		早期注意情報(気象庁)
---	------------------	--	-------------

〈防災気象情報〉

【警戒レベル相当情報(例)】

警戒レベル5相当情報

氾濫発生情報
大雨特別警報 等

警戒レベル4相当情報

氾濫危険情報
土砂災害警戒情報 等

警戒レベル3相当情報

氾濫警戒情報
洪水警報 等

(国土交通省 気象庁、都道府県が発表)

これらは、住民が自主的に避難行動をとるために参考とする情報です。

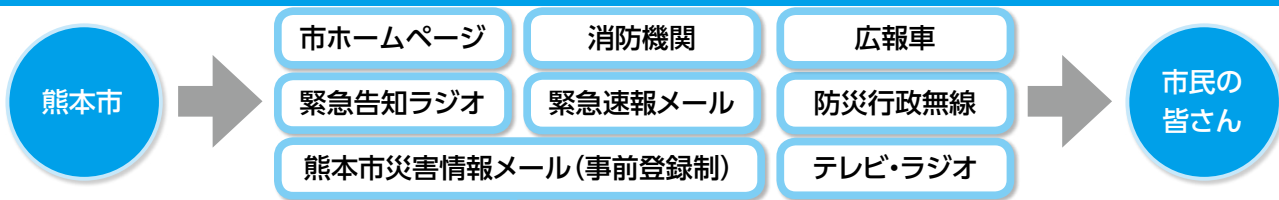
安全に避難するために

事前に準備を 普段から避難場所までの安全な経路などの確認を。	持ち物は最小限に 荷物は背負い、両手が見えるように。	声を掛け合って 避難は2人以上で。隣近所を誘って集団で避難を。	動きやすく安全な服装で ヘルメットで頭部を保護しましょう。靴はひもでしっかりしめられる運動靴を。
車は使わない 車は数10cmの浸水で浮いてしまいます。他の避難者や緊急車両の妨げにもなり危険です。	気象情報に注意を 被害の状況や今後の気象状況を確認しましょう。	マンホールや側溝に注意 急激な大雨が下水管に流れ込むと、管内の圧力が上昇し、マンホールのふたが開いてしまう場合があります。浸水が進むなか、マンホールや側溝にはまると大変危険です。	

防災ガイド4

防災情報の入手方法をご存知ですか?

熊本市から市民の皆さんへの主な避難情報の広報手段



今すぐ登録を!

熊本市災害情報メール

(注意報・警報や避難情報をメールでお知らせ)

t-kumamoto@sg-m.jp

に空メールを送信



その他防災情報はこちらから

●熊本市ホームページ

防災に関する緊急情報を掲載します
<http://www.city.kumamoto.jp/>

●災害時協力企業井戸情報

「災害時における井戸水の提供に関する協定」を締結している井戸の情報が閲覧できます。
https://www.sonicweb-asp.jp/kumamoto/map?theme=th_59#

■福祉避難所・緊急入所施設

熊本市内で地震や風水害等の災害が発生し、災害救助法の適用を受けた場合、体育館等の一般避難所では、避難生活を送ることが困難な方(要援護者)については、熊本市があらかじめ指定する施設を福祉避難所等として開設し、受け入れを行います。

【種類】

- 1、福祉避難所・・・体育館等の一般的な避難所では避難生活を送ることが困難な方。
- 2、緊急入所施設・・・障害者支援施設や介護保険施設において、障害者総合支援法や介護保険法に基づき入所(短期入所)による療養等を必要とする方。
(概ね要介護度が3以上の方または、障害支援区分1以上の方を対象)

※福祉避難所等は、災害時にすぐに開設するものではなく、避難所等での避難者の状況等により、熊本市の判断に基づき開設される二次的な避難所となります。福祉避難所等への入所は熊本市が判断・決定します。

〈お問い合わせ先〉熊本市健康福祉政策課 TEL096-328-2340

■災害時要援護者避難支援制度をご存知ですか？

この制度は、災害時に自力で避難できない方や、避難勧告情報等の災害情報が伝わりにくい方など(難病の疾患によるものも含む)を対象として、あらかじめ本人の申請に基づき「要援護者登録者名簿」に登録し、地域の自治会、自主防災クラブ、民生委員等および市の関係機関に名簿を配布し情報を共有することにより、日頃の見守りや、災害時の支援のために備えておくものです。

【対象者】以下のうち、災害時に自力で避難することに支障のある在宅の方

障がいのある方(障害者手帳をお持ちでない方も含む)、医療依存度の高い方(人工呼吸器装着者、在宅酸素使用者、人工血液透析者、特殊薬剤使用者、経管栄養使用者等)、一人暮らしの高齢者(高齢者のみ世帯を含む)、寝たきりの高齢者および認知症高齢者、妊産婦、乳幼児

お問い合わせ先は

各区役所福祉課 電話番号は P42参照
熊本市健康福祉政策課 電話096-328-2340